

大雪地区広域連合競争入札参加者選考委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日

規程第 1 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日 規程第 1 号

平成 20 年 4 月 1 日 規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この委員会は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 12 第 1 項の規定による入札参加者の指名を厳正かつ適正に行うことを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の職にあるものを委員として組織する。

- (1) 連合長
- (2) 事務管理者
- (3) 事務局長
- (4) 企画総務室主任
- (5) その他連合長が特に認めた者

2 委員長は、連合長を充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第 3 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、事務管理者がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数によって決する。

(参加者の指名)

第 5 条 指名競争入札等に参加させるべき者の選考は、指名競争入札参加者指名基準等に基づき行う。

(書記)

第 6 条 委員会の議事を整理するため、委員会に書記を置く。

2 書記は、企画総務室主任を充てる。

(指名（参加）業者選考調書の作成等)

第7条 書記は、委員会において、指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときは、指名（参加）業者選考調書を作成し記名押印する。

2 前項の指名（参加）業者選考調書には、委員長がその内容を確認し記名押印する。
（秘密を守る義務）

第8条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会の決するところによるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。